

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

リース資産の特別な償却法の選定の可否

《内容》

顧問先のA社では、ソフトウェアの開発や事務処理のためパソコンをはじめ各種の機器をリース会社からリースしています。このリース取引は、所有権移転外リース取引に該当するものです。

所有権移転外リース取引により取得したものとされるリース資産について、税務上はリース期間定額法を適用することとされていますが、企業会計では定額法、級数法、生産高比例法等を適用すべきものとされています。そこで、特別な償却方法として所轄税務署長の承認を受ければ、税務上もこのような償却方法を選定することが認められますか。

『答』

法人税法上は、所有権移転外リース資産について企業会計で認められている級数法や生産高比例法等を適用する余地はありません。

(解説)

- 1 企業会計では、所有権移転外リース取引により取得した資産（所有権移転外リース資産）については、原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（または残価保証額）として、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じた償却方法を選択適用します（リース会計基準12、同実務指針28）。自己所有の固定資産の償却方法と同一の償却方法による必要はありません。
- 2 一方、法人税法上は、所有権移転外リース資産の償却方法は、リース期間定額法に限られています（法令48の2①六、⑤四、五）。

なお、企業会計の定額法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（または残価保証額）とする限り、法人税法上のリース期間定額法と同じ考え方によるものといえます。

- 3 これに対し、仮に、企業会計上の級数法や生産高比例法等を採用するためには、特別な償却方法として所轄税務署長の承認を受けることが必要です。しかし、特別な償却方法の選定対象からは、「リース資産」は除外されています（法令48の4）。所有権移転外リース資産にはリース期間という限られた使用期間がありますから、税務上、所有権移転外リース資産の償却方法は、リース期間定額法に

限定されており、これ以外の償却方法で償却するのは合理的でないと考えられるからです。

- 4 したがって、法人税法上は、所有権移転外リース資産につき級数法や生産高比例法等を適用する余地はありません。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。